⑸2　事業の内容及び営業の概況
　内国投資信託受益証券の委託会社等が複数のファンドを運用している場合には、ファンドの種類別（基本的性格）の本数及び有価証券届出書提出日の直近日現在における純資産額の合計額を記載すること。
⑸3　委託会社等の経理状況
ａ　委託会社等の財務諸表又は中間財務諸表について公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨を記載し、当該監査証明に係る監査報告書を該当する財務諸表又は中間財務諸表に添付すること。
　なお、財務諸表及び中間財務諸表のうち、従前において法第５条第１項、第24条第１項又は第24条の５第１項の規定により提出された有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書に含まれた財務諸表及び中間財務諸表と同一のものであって新たに監査証明を受けていないものについては、既に提出された当該財務諸表及び中間財務諸表に対する監査報告書によるものとする。
ｂ　委託会社等が継続開示会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第１条第28号に規定する継続開示会社をいう。）に該当する者である場合には、⑸4から⑸6までの記載及びａに規定する書類の添付に代えて、同令第二号様式「第三部　提出会社の保証会社等の情報」の「第１　保証会社情報」の「２　継続開示会社たる保証会社に関する事項」に準じて、有価証券届出書提出日において既に提出されている委託会社等の直近の有価証券報告書（同条第18号に規定する有価証券報告書をいう。）及びその添付書類並びにその提出日以後に提出される四半期報告書（同条第18号の５に規定する四半期報告書をいう。以下ｂにおいて同じ。）（当該四半期報告書が複数あるときは、その直近のものをいう。）又は半期報告書（同条第19号に規定する半期報告書をいう。）並びにこれらの訂正報告書について記載すること。
⑸4　貸借対照表
　委託会社等の最近事業年度に係る貸借対照表について記載すること。ただし、１年を１事業年度とする委託会社等について、最近事業年度の次の事業年度開始の日から起算して９月を経過する日以後に有価証券届出書を提出する場合には、当該事業年度に係る中間貸借対照表（事業年度開始の日から起算して６月を経過する日（⑸5において「中間貸借対照表日」という。）現在の貸借対照表をいい、中間財務諸表等規則第３条の２に規定する比較情報を除く。⑸5において同じ。）も記載すること。
⑸5　損益計算書
　委託会社等の最近事業年度に係る損益計算書について記載すること。ただし、中間貸借対照表を記載した場合には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間損益計算書（事業年度開始の日から当該事業年度に係る中間貸借対照表日までの期間に係る損益計算書をいい、中間財務諸表等規則第３条の２に規定する比較情報を除く。）も記載すること。
⑸6　株主資本等変動計算書
　委託会社等の最近事業年度に係る株主資本等変動計算書について記載すること。
⑸7　利害関係人との取引制限
　委託会社等及び関連会社の取締役又は主要株主との間の取引についての制限の有無並びに制限がある場合はその根拠及びその内容を記載すること。
⑸8　その他
ａ　定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項について記載すること。
ｂ　訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼすことが予想される事実がある場合には、その内容を記載すること。
⑸9　名称、資本金の額及び事業の内容
　資本金の額については、有価証券届出書提出日の直近日現在のもののみを記載すること。
⑹0　関係業務の概要
　ファンドの運営に関する関係業務の内容及び他の業務を兼営している場合はその概要を記載すること。
⑹1　資本関係
　委託会社等と他の関係法人との資本関係を記載すること。
⑹2　その他
　当該募集又は売出しに係る目論見書に写真、図面その他特に記載しようとする事項がある場合には、その旨及び目論見書への記載箇所を記載すること。
⑹3　組織再編成（公開買付け）に関する情報
　内国投資信託受益証券に係る組織再編成発行手続若しくは組織再編成交付手続を行う場合又は公開買付け（法第27条の３第１項に規定する公開買付けをいう。）につき内国投資信託受益証券をその買付け等（法第27条の２第１項に規定する買付け等をいう。）の対価とする場合において、法第27条の４第１項の規定により当該公開買付けに係る公開買付届出書と同時に本有価証券届出書を提出するときには、「第一部　証券情報」の次に「組織再編成（公開買付け）に関する情報」の項を設けて、当該情報を企業内容等の開示に関する内閣府令第二号の六様式「記載上の注意」⑴から⑼までに準じて記載すること。

第四号の11様式第11部第４を削り、同様式第11部第５中「⑹9」を「⑹8」に改め、同様式第11部第５を同様式第11部第４とし、同様式記載上の注意を次のように改める。

（記載上の注意）
⑴　一般的事項
ａ　有価証券届出書の記載に当たっては、投資者が容易に理解できるよう、分かりやすく記載すること。
　また、制度の特質の一部を誇張し、又は運用実績の一部を抽出するなどして投資者に誤解を生じさせるおそれのある表示をしてはならない。
ｂ　記載事項については、投資者が容易に理解できるよう、図表等による表示をすることができる。この場合、記載すべき事項が図表等により明瞭に示されるよう表示することとし、図表等による表示により投資者に誤解を生じさせることとならないよう注意しなければならない。
ｃ　記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示する場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。
ｄ　本邦通貨以外の通貨建て金額を本邦通貨に換算する場合には、換算に当たって採用した換算の基準を注記すること。
ｅ　会社名、人名等の記載に当たっては、原語名を付記すること。
ｆ　この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。
ｇ　以下の規定により記載が必要とされている事項に加えて、有価証券届出書の各記載項目に関連した事項を追加して記載することができる。
ｈ　当該届出に係る特定有価証券が特定預託証券又は特定有価証券信託受益証券である場合には、第四号様式の「記載上の注意」⑴ｅに準じて記載すること。
⑵　代表者の役職氏名
　当該届出について、正当な権限を有する者の役職氏名を記載すること（法第27条の30の５第１項の規定により有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて「代表者の役職氏名」の下に正当な権限を有する者が署名すること。）。
⑶　代理人の氏名又は名称
　本邦内に住所を有する者であって、当該届出に関する一切の行為につき当該発行者を代理する権限を有するもの（以下⑶において「代理人」という。）の氏名（代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名）を記載すること（法第27条の30の５第１項の規定により有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人（代理人が法人である場合には、その代表者）が署名すること。）。